

22 国際第919号

関税割当公表第34号

平成23年度のアイスクリームの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号）第5条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき割当ての対象となるアイスクリーム（砂糖を加えたもの）（以下「フィリピン産アイスクリーム」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めま

す。

平成23年2月17日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

アイスクリーム（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第2105.00号の1に掲げる物品のうちのアイスクリーム）

2 割当数量 412.5トン

3 通関期限 平成24年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課（以下「受付の担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (4) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返却された関税割当証明書において生じた未使用部分の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。1申請者当たりの申請数量等については、第7を参照。

(1) 平成23年3月10日（木）から同年3月18日（金）まで

(2) 平成23年7月5日（火）から同年7月11日（月）まで

(3) 平成23年10月4日（火）から同年10月11日（火）まで

(4) 平成24年1月24日（火）から同年1月30日（月）まで

なお、(2) から (4) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_ph1/05/index.html

) に掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

アイスクリームの販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成22年度に割当実績がある場合は、割当を受けた全ての関税割当証明書（原本）

ただし、未使用分があり、引き続き輸入のために使用する場合は、その輸入に係る関連書類（※）の原本及び写し各1通（及び、同書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳1通）も添付する。

受付の担当課は、これにより通関（及び通関予定）数量を確認した後、引き続き使用する関税割当証明書及び関連書類（原本）を申請者に直ちに返却する。

（※）平成23年3月末までに輸入することが確実であることを確認できるもの。

- 2 平成22年度の各月別のアイスクリーム（関税定率法別表第2105.00号の1に掲げる物品のうちアイスクリーム）の輸入通関実績（平成23年3月末見込みを含む）数量等一覧表（別記様式1）
- 3 平成23年度の各月別のフィリピン産アイスクリーム（関税定率法別表第2105.00号の1に掲げる物品のうちアイスクリーム）の輸入計画一覧表（別記様式2）
- 4 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）（いずれも関税割当申請書の提出日の前日から起算して前1ヵ月以内に交付されたものに限る。）

ただし、本公表により2件以上申請する場合は、2件目以降は1から4までの書類の内容に変更がなければ、1から4までの書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は41.25トンを上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

申請者に対して、申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

申請者の申請順に第1の2に掲げる割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、平成23年3月24日（木）に当省において抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_ph1/05/index.html) において公表する。

2 第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、(2)及び(3)に掲げる期間においては、1申請者当たりの申請数量は41.25トンを上限とするが、(4)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量には上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1参照）以下となる場合

申請者に対して、申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1参照）を超える場合

申請者の申請順に別途当省ホームページに掲載する割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_ph1/05/index.html)

m1) において公表する。

- 3 平成22年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と第6の1において提出された関税割当証明書等によって確認された輸入通関数量から消化率を算出（第6の1において申請者に返却された関税割当証明書によって平成23年3月31日までに通関する見込みの数量も輸入通関数量に含めるが、平成23年4月1日までに当該関税割当証明書を再提出することとし、これを確認した結果不使用分があれば再度消化率を算出）し、その消化率が9割未満の者は、原則として平成22年度内の輸入通関数量を超える割当ては受けられないものとする。

なお、平成23年1月4日（火）までに返却された関税割当証明書の未使用部分は、消化率計算の際においては、「当初割当てを受けた数量」に含めないものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がアイスクリームの関税割当てに関して法令等に違反した場合又は虚偽の申告をした場合には行わないものとする。

第9 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものである。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。

（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制

度に関する省令第4条)

- 4 平成23年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、原則として、次年度においては、平成23年度内の輸入通関数量を超える割当ては受けられないものとする。なお、平成24年1月10日(火)までに返却された関税割当証明書の未使用部分は、消化率計算の際においては、「当初割当てを受けた数量」に含めないものとする。
- 5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式1)

アイスクリームの輸入通関実績数量等一覧表

(単位：トン)

	月初在庫	輸入数量 (うちフィリピン産)	使用(販売)数量	月末在庫
年 月				
合 計				

(注) 直近月の使用(販売)数量等については、見込数値を記入

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(別記様式2)

フィリピン産アイスクリームの輸入計画数量等一覧表

(単位：トン)

	月初在庫	輸入数量	月末在庫
年 月			
合 計			

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)